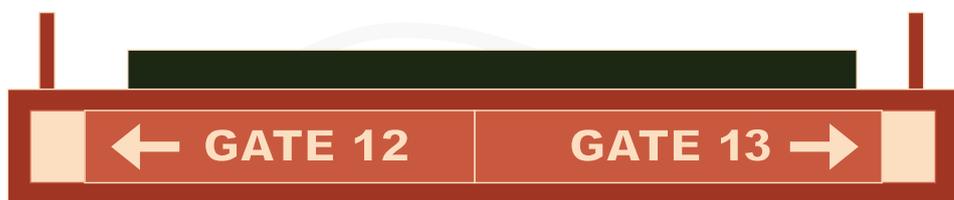


平成 25 年版

出入国管理



EW500	MILANO	18:00
DG852	TOKYO	18:20
HIL27	NEW YORK	19:00
LAQ20	PARIS	19:30



法務省入国管理局 編

平成25年版

出入国管理

法務省入国管理局編

はじめに

平成25年版「出入国管理」の発刊に当たって



羽田空港（提供：東京国際空港ターミナル（C）TIAT）

昭和34年から発刊されている「出入国管理」は、本書で19冊目になります。平成15年版以前の「出入国管理」では、5年間の出入国管理行政の歩みをまとめたものとして発刊していましたが、近年、出入国管理をめぐる情勢がめまぐるしく変化し、出入国管理行政も、その動きに的確に対応するべく、様々な新しい取組を行っています。そこで、16年版以後は、「出入国管理」は毎年の出入国管理行政の動きを取りまとめて発刊しています。

この平成25年版「出入国管理」では、入国管理局における業務の概要を紹介し、20年から24年までの過去5年間の業務の推移を見つつ、24年7月の新しい在留管理制度の導入、同年5月の高度人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇制度の実施、外国人旅行者の訪日促進のための観光立国実現に向けた取組、不法滞在者・偽装滞在者の縮減、テロリスト等の確実な入国阻止など、最近の出入国管理行政を取り巻く状況や施策を、24年度の動きを中心に取りまとめています。

第1部では、「出入国管理行政とは～すべての人の出入国の公正な管理～」として、入国管理局の役割（第1章）、我が国の出入国管理制度（第2章）の概要を紹介しています。

第2部では、「出入国管理をめぐる近年の状況」として、外国人の出入国の状況（第1章）、外国人の在留の状況（第2章）、技能実習制度の実施状況（第3章）、日本人の出帰国の状況（第4章）、外国人の退去強制手続業務の状況（第5章）、難民認定業務等

の状況（第6章）、人身取引対策の推進及び外国人DV被害者の適切な保護（第7章）について統計資料を基に紹介しています。

第3部では、「平成24年度における出入国管理行政に係る主要な施策等」として、新しい在留管理制度等の導入（第1章）、高度人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇制度の実施（第2章）、円滑かつ厳格な入国審査等の実施（第3章）、国内に不法滞在・偽装滞在する者への対策（第4章）、難民の適正かつ迅速な庇護の推進（第5章）、国際社会及び国際情勢への対応（第6章）、広報活動と行政サービスの向上（第7章）、外国人との共生社会実現のための施策（第8章）、将来的な出入国管理行政の検討（第9章）について紹介しています。

また、資料編では、平成24年以降の出入国管理行政に関する主な出来事や、関連する統計などを紹介しています。

本書を通じ、出入国管理行政が、皆様にとって親しみやすく分かりやすいものとなれば幸いです。

平成25年12月

法務省入国管理局長 榊 原 一 夫

平成25年版「出入国管理」のポイント

■平成25年版「出入国管理」の構成

- 本書は、出入国管理行政の概要（第1部）、出入国管理行政をめぐる状況（第2部）、主要な施策（第3部）及び資料編で構成。
- 第1部では、入国管理局における業務概要を記載。
- 第2部では、平成20年から24年までの5年間の業務統計を基に、24年の業務の状況を記載。
- 第3部では、平成24年度における主要な施策を記載（25年度の取組についても一部記載）。

■第1部 出入国管理行政とは

～すべての人の出入国の公正な管理～

- 入国管理局の役割
- 我が国の出入国管理制度

■第2部 出入国管理をめぐる近年の状況

- 平成24年における外国人入国者数
平成24年における外国人入国者数（再入国者数を含む。）は917万2,146人、再入国者数を除いた新規入国者数は754万9,998人であり、前年に比べ外国人入国者数は203万6,739人（28.5%）、新規入国者数は210万1,979人（38.6%）の大幅な増加を記録した。24年における外国人入国者数の大幅な増加の要因としては、格安航空会社（LCC）の新規就航等による航空座席供給量の拡大や航空運賃の低価格化等が、東日本大震災の発生以降落ち込んでいた観光客の回復を後押ししたものと考えられる。
- 平成24年末現在の在留外国人数
平成24年末現在の中長期在留者数と特別永住者数を合わせた在留外国人数は203万3,656人であり、23年末の外国人登録者数（短期滞在等を除く。）と比べ0.7%減少している。
また、在留外国人数の我が国の総人口に占める割合は1.59%であり、23年末と比べ0.04ポイント低下している。
- 不法残留者数
平成25年1月1日現在の不法残留者数は6万2,009人であり、過去最高であった5年5月1日現在の29万8,646人から一貫して減少している。

■第3部 平成24年度における出入国管理行政に係る 主要な施策等

- 新しい在留管理制度等の導入
 - ・ 平成21年7月に成立した入管法等改正法により、外国人登録制度の根拠となってきた外登法が廃止され、在留管理の機能が入管法に一元化されることにより、適法な在留資格をもって本邦に中長期間在留する外国人を対象として、法務大臣が在留管理に必要な情報を正確かつ継続的に把握する「新しい在留管理制度」を導入した（24年7月9日施行）。
 - ・ 入国管理局では、平成24年7月9日の施行に向けて積極的な広報活動を実施した。

- **高度人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇制度の実施**
 - ・ 我が国にイノベーションや経済成長をもたらすことが期待される高度な資質や能力を有する外国人（高度人材）の受入れを促進するため、法務省告示を制定し、高度人材に対し、ポイント制を活用した出入国管理上の優遇措置を講ずる制度を導入した（平成24年5月7日施行）。
 - ・ 高度人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇制度は、「高度学術研究活動」、「高度専門・技術活動」、「高度経営・管理活動」の3つの活動類型を設定し、それぞれの活動の特性に応じて、「学歴」、「職歴」、「年収」といった項目ごとにポイントを設け、その合計が一定の点数に達した人を「高度人材外国人」と認定し、在留資格「特定活動」を付与した上で、出入国管理上の優遇措置を講ずるものである。
- **円滑かつ厳格な入国審査等の実施**
 - ・ 我が国においては政府を挙げて観光立国の実現に向けた取組を進めているところであり、セカンダリ審査（二次的審査）の導入、自動化ゲートの設置・増設及びクルーズ船乗客に対する審査の合理化策等により、円滑な審査の一層の推進を図っている。
 - ・ 国民の生命と安全を守るためには、観光客等を装ったテロリスト等の入国を確実に水際で阻止することが極めて重要であり、個人識別情報、ICPO紛失・盗難旅券情報及びAPIS等を活用した、厳格な入国審査を継続して実施している。
- **国内に不法滞在・偽装滞在する者への対策**
 - ・ 不法残留者数は着実に減少してきており、これまでの取組の成果が現れているものの、今なお約6万2千人（平成25年1月1日現在）もの不法残留者が潜在していると考えられるため、摘発の強化、不法滞在者に係る情報の収集・分析の強化及び出頭申告の促進による更なる不法滞在者の縮減に努めている。
 - ・ 「偽装滞在者」とは、偽装結婚、偽装留学など、偽造文書や虚偽文書を悪用するなどして身分・活動目的を偽り、正規在留者を装って我が国で不法に就労等する者のことである。在留資格制度を悪用する偽装滞在者の存在は看過できないものであることから、入国管理局としては、偽装滞在者への摘発強化及び情報の収集・分析の強化などに努めている。
 - ・ 平成22年9月の日本弁護士連合会との間の合意に基づき、出入国管理行政における収容に関する諸問題について、より望ましい状況を実現するための方策等を協議することとしており、弁護士による被収容者の法律相談等の取組を行った。
 - ・ 退去強制令書が発付されてから相当の期間収容が継続している被収容者については、引き続き、一定期間ごとにその仮放免の必要性、相当性を検証・検討し、個々の事情に応じて仮放免を弾力的に活用しつつ、より一層適正な退去強制手続の実施に努めた。
 - ・ 平成22年7月に外部の有識者で構成される「入国者収容所等視察委員会」を設置しているところ、同委員会からの意見も踏まえ、引き続き、警備処遇の透明性がより一層確保されるよう努めるとともに、入国者収容所等の運営の改善向上を図っている。
- **難民の適正かつ迅速な庇護の推進**
 - ・ 入国管理局では、難民として認定されるべき者等の法的地位の早期安定化を図るため、難民認定申請案件の審査期間について、6か月を標準処理期間とし、平成24年度各四半期の平均処理（審査）期間は、いずれも6か月以内を維持した。
 - ・ 第三国定住による難民の受入れのパイロットケースとして、平成22年度からタイの難民キャンプに滞在するミャンマー難民の受入れ及び定住支援が開始されている。22年度には第一陣として5家族27名が、23年度には4家族18名が来日した（24年度は3家族16名の来日が決定していたが、いずれも来日前に辞退した。）。
 - ・ 入国管理局は、平成24年2月、難民認定手続を始め当局が所掌する難民関係の行政に関する改善点を探る協議や、難民認定手続中等の者に対する難民支援団体による住居の提供等に関する情報交換等を行っていくこと等について、特定非営利活動法人なんみんフォーラム及び日本弁護士連合会の三者間で合意し、覚書を締結した。

○ 国際社会及び国際情勢への対応

- ・ 経済連携協定（EPA）に基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長については、平成25年2月26日の閣議決定で、22年度から24年度までに入国し、かつ、6か月間の訪日前日本語研修を受講していない外国人看護師・介護福祉士候補者についても、24年度の国家試験の得点が一定の水準以上の者であること等の条件に該当した場合に、協定に基づく滞在期間を超えて追加的に1年間滞在期間を延長し、日本での就労・研修を継続し、国家試験を受験する機会を特例的に一回に限り得られるようにすることが決定された。
- ・ 各国とのEPA締結交渉等に積極的に参画した。
- ・ G8、ASEMを始めとする国際会議に参加し、各国との議論や意見交換を通して協力関係の構築や情報共有等に努めている。

平成 25 年版「出入国管理」目次

はじめに—平成 25 年版「出入国管理」の発刊に当たって

平成 25 年版「出入国管理」のポイント

目次

凡例

第 1 部 出入国管理行政とは ～すべての人の出入国の公正な管理～

第 1 章	入国管理局の役割	2
第 2 章	我が国の出入国管理制度	
第 1 節	目的と根拠法令	3
第 2 節	すべての人の出入（帰）国審査手続	3
①	外国人の出入国手続	3
②	外国人の入国（上陸）審査手続	4
	(1) 入国（上陸）審査	4
	(2) 口頭審理	4
	(3) 異議の申出	4
③	入国・事前審査	6
	(1) 査証事前協議	6
	(2) 在留資格認定証明書	6
④	特例上陸許可	7
	(1) 寄港地上陸の許可	8
	(2) 通過上陸の許可	8
	(3) 乗員上陸の許可	8
	(4) 緊急上陸の許可	8
	(5) 遭難による上陸の許可	8
⑤	日本人の出帰国手続	8
第 3 節	外国人の在留審査	9
①	在留資格制度	9
②	在留審査	12
	(1) 在留資格の変更許可	12
	(2) 在留期間の更新許可	12
	(3) 永住許可	12
	(4) 在留資格の取得許可	12
	(5) 再入国許可	12

	(6) 資格外活動の許可	12
③	在留資格取消制度	13
第4節	新しい在留管理制度	14
①	在留カード	14
②	在留カードに係る申請・届出	15
	(1) 住居地の届出	15
	ア 新規上陸後の住居地の届出	15
	イ 在留資格変更等に伴う住居地の届出	15
	ウ 住居地の変更届出	15
	(2) 住居地以外の記載事項の変更届出	15
	(3) 在留カードの有効期間の更新申請	15
	(4) 紛失等による在留カードの再交付申請	15
	(5) 汚損等による在留カードの再交付申請	15
③	所属機関・配偶者に関する届出	16
	(1) 中長期在留者からの所属機関等に関する届出	16
	ア 活動機関に関する届出	16
	イ 契約機関に関する届出	16
	ウ 配偶者に関する届出	16
	(2) 所属機関等からの中長期在留者に関する届出	17
第5節	外国人の退去強制手続	18
①	入国警備官の違反調査	20
②	入国審査官の違反審査・特別審理官の口頭審理	20
③	法務大臣の裁決	20
④	在留の許否	20
	(1) 在留が許可されない場合(退去強制)	20
	(2) 法務大臣の裁決の特例(在留特別許可)	21
⑤	出国命令制度	21
第6節	難民の認定	22
①	難民条約等への加入	22
②	難民認定手続	22
	(1) 難民の定義	22
	(2) 仮滞在許可	22
	(3) 事実の調査	22
	(4) 法務大臣による難民の認定と認定の効果	23
③	異議の申立て	23
④	一時庇護のための上陸の許可	24
第7節	出入国管理基本計画	24
コラム	出入国管理行政の歴史	25

第2部 出入国管理をめぐる近年の状況

第1章 外国人の出入国の状況

第1節	外国人の出入国者数の推移	28
①	外国人の入国	28
(1)	入国者数	28
(2)	国籍・地域別	29
(3)	男女別・年齢別	30
(4)	目的(在留資格)別	30
ア	「短期滞在」	32
イ	専門的・技術的分野での就労を目的とする外国人	34
ウ	「留学」	36
エ	「研修」・「技能実習1号」	37
オ	身分又は地位に基づいて入国する外国人	38
②	特例上陸	39
(1)	寄港地上陸の許可	39
(2)	通過上陸の許可	39
(3)	乗員上陸の許可	39
(4)	緊急上陸の許可	39
(5)	遭難による上陸の許可	39
(6)	一時庇護のための上陸の許可	39
③	外国人の出国	40
コラム	入管行政の最前線から(出入国審査担当入国審査官の声)	41
第2節	上陸審判状況	42
①	上陸口頭審理・異議申出案件の受理・処理	42
②	被上陸拒否者	44
③	上陸特別許可	45
第3節	入国事前審査状況	45
①	査証事前協議	45
②	在留資格認定証明書	45
第2章	外国人の在留の状況	
第1節	在留外国人数	46
①	在留外国人数	46
②	国籍・地域別	47
③	目的(在留資格)別	48
(1)	「永住者」・「特別永住者」	48

	(2) 専門的・技術的分野での就労を目的とする外国人	49
	(3) 「留学」	51
	(4) 「技能実習1号及び2号」	52
	(5) 「研修」	52
	(6) 「特定活動」	52
	(7) 身分又は地位に基づいて在留する外国人	53
	④ 総在留外国人数	53
第2節	在留審査の状況	56
	① 在留資格の変更許可	56
	(1) 留学生等からの就職を目的とする在留資格変更許可	56
	(2) 「技能実習2号」への移行を目的とする在留資格変更許可	58
	② 在留期間の更新許可	59
	③ 永住許可	59
	④ 在留資格の取得許可	60
	⑤ 再入国許可	60
	⑥ 資格外活動の許可	60
第3節	在留カード・特別永住者証明書の交付件数	61
	① 在留カードの交付件数	61
	② 特別永住者証明書の交付件数	61
コラム	入管行政の最前線から(在留審査担当入国審査官の声)	62
第3章	技能実習制度の実施状況	
第1節	制度の概要	63
第2節	不適正な事案への対処	63
第3節	「技能実習」に係る基準省令等の改正	65
第4章	日本人の出帰国の状況	
第1節	出国者	66
	① 総数	66
	② 男女別・年齢別	66
	③ 空港・海港別	67
第2節	帰国者	68
第5章	外国人の退去強制手続業務の状況	
第1節	不法残留者の状況	69
	① 国籍・地域別	69
	② 在留資格別	71
第2節	退去強制手続を執った入管法違反事件の概要	72
	① 概要	72

	② 退去強制事由別	73
	(1) 不法入国	73
	(2) 不法上陸	75
	(3) 不法残留	75
	(4) 資格外活動	76
コラム	尖閣諸島領有権主張活動家への対応	76
	③ 不法就労事件	76
	(1) 概況	76
	(2) 国籍・地域別	77
	(3) 男女別	78
	(4) 就労内容別	78
	(5) 稼働場所(都道府県)別	79
コラム	入管行政の最前線から(摘発業務担当入国警備官の声)	80
	④ 違反審判の概況	81
	(1) 事件の受理・処理	81
	(2) 退去強制令書の発付	82
	(3) 仮放免	83
	(4) 在留特別許可	84
	⑤ 送還の概況	84
	(1) 自費出国	86
	(2) 国費送還	86
	(3) 運送業者の責任と費用による送還	86
	⑥ 出国命令事件	87
	(1) 違反調査	87
	ア 国籍・地域別	87
	イ 適条別	87
	(2) 審査	87
	ア 事件の受理・処理	87
	イ 出国命令書の交付	88
	(3) 出国確認	88
第6章 難民認定業務等の状況		
第1節	難民認定の申請及び処理	89
	① 難民認定申請	89
	② 難民認定申請の処理	90
	③ 仮滞在許可制度の運用状況	90
第2節	異議申立て	91

①	異議申立て	91
②	異議申立ての処理	91
第3節	難民審査参与員制度の意義と運用状況	91
第4節	一時庇護のための上陸の許可	92
コラム	入管行政の最前線から（難民調査官の声）	92
第7章	人身取引対策の推進及び外国人DV被害者の適切な保護	
第1節	人身取引対策の推進	93
①	人身取引被害者の保護	93
②	人身取引加害者の退去強制	94
第2節	外国人DV被害者の適切な保護	94
①	概要	94
②	外国人DV被害者の認知件数	95

第3部 平成24年度における出入国管理行政に係る主要な施策等

第1章 新しい在留管理制度等の導入	
第1節	制度の概要…………… 98
①	導入の経緯・背景…………… 98
②	新しい在留管理制度により導入された措置…………… 98
	(1) 法務大臣が必要な情報を正確かつ継続的に把握する制度を構築するための措置…………… 99
	(2) 適法に在留する外国人の利便性を向上させるための措置…………… 99
③	特別永住者に係る措置…………… 99
コラム	外国人住民に係る住民基本台帳制度…………… 100
第2節	在留外国人に係る情報の正確性を確保するための取組…………… 101
①	各種の届出…………… 101
②	事実の調査…………… 101
第3節	広報活動…………… 102
第2章 高度人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇制度の実施	
第1節	導入の経緯…………… 103
第2節	制度の概要…………… 103
第3節	実施状況…………… 104
第4節	見直しに向けた検討…………… 104
第3章 円滑かつ厳格な入国審査等の実施	
第1節	観光立国実現に向けた取組…………… 105
①	審査待ち時間短縮のための取組…………… 105
②	自動化ゲート…………… 105
③	クルーズ船の乗客への対応…………… 106
④	LCC専用ターミナルに対する体制整備…………… 106
⑤	訪日外国人2500万人時代の出入国管理行政…………… 106
第2節	水際対策の強化…………… 107
①	個人識別情報を活用した入国審査の実施…………… 107
②	ICPO紛失・盗難旅券情報の活用…………… 108
③	APISを活用した出入国審査…………… 108
コラム	機動班の活動…………… 108
コラム	直行通過区域におけるパトロール活動…………… 109
コラム	入管行政の最前線から(偽変造文書対策室職員の声)…………… 110

第4章	国内に不法滞在・偽装滞在する者への対策	
第1節	不法滞在者対策の実施	111
①	不法滞在者を減少させるためのこれまでの取組	111
②	更なる不法滞在者の削減に向けた取組	111
	(1) 摘発の強化	111
	(2) 出頭申告しやすい環境の整備	112
第2節	偽装滞在者対策の実施	112
①	偽装滞在者等について	112
②	偽装滞在者等への取締りの実施	113
	(1) 情報の収集・分析の強化	113
	(2) 資格外活動違反者への摘発強化・在留資格取消事由該当者への 厳格な対応	113
③	不法滞在や偽装滞在に関与するブローカー等への厳格な 対応	113
第3節	処遇の適正化に向けた取組	114
①	被收容者の処遇の一層の適正化に向けた取組	114
②	入国者收容所等視察委員会の活動等	114
コラム	入管行政の最前線から(処遇業務担当入国警備官の声)	115
第5章	難民の適正かつ迅速な庇護の推進	
第1節	適正かつ迅速な案件処理の促進	116
第2節	第三国定住による難民の受入れ	116
第3節	民間支援団体との連携の推進	117
第6章	国際社会及び国際情勢への対応	
第1節	条約締結等への対応	118
①	EPAに基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護 福祉士候補者の滞在期間の延長	118
②	各国とのEPA締結交渉への主な対応	118
③	人権関係諸条約規定に基づく報告及び審査等への対応	118
第2節	国際会議への対応	119
①	G8ローマ・リヨングループ移民専門家会合	119
②	ASEM移民管理局長級会合	119
③	その他の国際会議等	119
コラム	国際的な人の移動～EPAと入管行政～	120
第7章	広報活動と行政サービスの向上	
第1節	広報活動の推進	121
第2節	行政サービスの向上	122

①	上陸審査手続の円滑化	122
②	外国人への案内サービス	122
③	入国管理局ホームページ	123
第8章	外国人との共生社会実現のための施策	
第1節	外国人集住都市会議への参加	124
第2節	政府全体の取組への参画	124
第9章	将来的な出入国管理行政の検討	
第1節	出入国管理政策懇談会の概要	125
第2節	第6次出入国管理政策懇談会の開催	125

資料編

資料編1	平成24年4月1日以降の主な出来事	128
資料編2	統計	
	(1) 主な在留資格ごとの国籍・地域別新規入国者数・中長期在留者数の推移 (※投資・経営, 技術, 人文知識・国際業務, 企業内転勤, 興行, 技能, 技能実習1号, 技能実習2号, 留学, 研修, 特定活動, 永住者, 日本人の配偶者等, 定住者)	130
	(2) 主な国籍・地域ごとの在留資格別新規入国者・在留外国人数の推移 (※韓国・朝鮮, 中国, フィリピン, ブラジル)	137
	(3) 個人識別情報を活用した入国審査の実施状況(平成24年)	141
	(4) 偽変造文書発見件数の推移	141
資料編3	新しい在留管理制度等の概要	
	(1) 新しい在留管理制度	142
	(2) 特別永住者の制度	143
資料編4	出入国管理関係訴訟	
第1節	概況	144
第2節	主な裁判例	145
資料編5	組織・体制の拡充	
第1節	組織・機構	148
	① 入国管理官署の概要	148
	② 入国管理官署の組織の見直し	150
第2節	職員	151
	① 入国管理局職員	151
	② 増員	152
	(1) 東京入国管理局羽田空港支局等における出入国審査体制の強化	153
	(2) 東京入国管理局等における在留管理体制の強化	154
	(3) 難民認定手続業務の体制の強化	154
	③ 研修	155
資料編6	予算等	
第1節	予算	156
第2節	施設	157

関係図表目次



図 1	上陸審査の流れ	5
図 2	査証事前協議・在留資格認定証明書交付申請の手続の流れ	7
図 3	新しい在留管理制度における手続の流れ	17
図 4	退去強制手続及び出国命令手続の流れ	19
図 5	難民認定申請の形態と手続	23
図 6	第4次出入国管理基本計画の概要	24
図 7	外国人入国者数の推移	28
図 8	主な国籍・地域別入国者数の推移	29
図 9	男女別・年齢別外国人入国者の状況（平成 24 年）	30
図 10	「短期滞在」の在留資格による目的別新規入国者数の推移	33
図 11	観光を目的とした国籍・地域別新規入国者数（平成 24 年）	33
図 12	専門的・技術的分野での就労を目的とする在留資格による新規入国者数の推移	34
図 13	「留学」の在留資格による主な国籍・地域別新規入国者数の推移	36
図 14	「研修」及び「技能実習1号」の在留資格による主な国籍・地域別新規入国者数の推移	37
図 15	身分又は地位に基づく在留資格による新規入国者数の推移	38
図 16	主な国籍・地域別被上陸拒否者数の推移	44
図 17	外国人登録者数及び在留外国人数の推移と我が国の総人口に占める割合の推移	46
図 18	主な国籍・地域別在留外国人数の推移	47
図 19	専門的・技術的分野での就労を目的とする在留資格による中長期在留者数の推移	50
図 20	総在留外国人数の推移と我が国の総人口に占める割合の推移	54
図 21	主な国籍・地域別総在留外国人数の推移	54
図 22	日本人出国者数の推移	66
図 23	男女別・年齢別日本人出国者の状況（平成 24 年）	67
図 24	主な国籍・地域別不法残留者数の推移	71
図 25	口頭審理請求件数及びその比率の推移	82
図 26	主な国籍・地域別退去強制令書の発付状況	83
図 27	入国管理局組織表	148
図 28	法務省入国管理局所管事項	149
図 29	入国管理官署職員定員の推移	152
図 30	予算額の推移	156
図 31	電算関連主要予算額の推移	157

表

表 1	在留資格一覧表	9
表 2	在留資格別新規入国者数の推移	31
表 3	特例上陸許可件数の推移	39
表 4	滞在期間別外国人単純出国者数の推移	40
表 5	上陸条件別口頭審理の新規受理件数の推移	42
表 6	口頭審理の処理状況の推移	43
表 7	上陸審判の異議申出と裁決結果の推移	45
表 8	入国事前審査処理件数の推移	45
表 9	在留資格別在留外国人数の推移	48
表 10	在留資格別総在留外国人数の推移	55
表 11	在留審査業務許可件数の推移	56
表 12	在留資格別留学生等からの就職を目的とする在留資格変更許可件数の推移	57
表 13	国籍・地域別留学生等からの就職を目的とする在留資格変更許可件数の推移	57
表 14	国籍・地域別「技能実習2号」（在留資格「特定活動（技能実習）」を含む）への移行者数の推移	58
表 15	職種別「技能実習2号」（在留資格「特定活動（技能実習）」を含む）への移行者数の推移	59
表 16	国籍・地域別永住許可件数の推移	60
表 17	在留カード交付件数（平成 24 年）	61
表 18	特別永住者証明書交付件数（平成 24 年）	61
表 19	受入れ形態別「不正行為」機関数の推移	63
表 20	類型別「不正行為」件数（平成 24 年）	64
表 21	滞在期間別日本人帰国者数の推移	68
表 22	国籍・地域別不法残留者数の推移	70
表 23	在留資格別不法残留者数の推移	71
表 24	退去強制事由別入管法違反事件の推移	72
表 25	国籍・地域別入管法違反事件の推移	73
表 26	国籍・地域別不法入国事件の推移	74
表 27	国籍・地域別航空機による不法入国事件の推移	74
表 28	国籍・地域別船舶による不法入国事件の推移	74
表 29	国籍・地域別不法上陸事件の推移	75
表 30	国籍・地域別不法残留事件の推移	75
表 31	国籍・地域別資格外活動事件の推移	76
表 32	国籍・地域別不法就労事件の推移	77
表 33	就労内容別不法就労事件の推移	78

表 34	稼働場所別不法就労事件の推移	79
表 35	違反審査・口頭審理・法務大臣裁決の受理件数及び処理状況の推移	81
表 36	退去強制事由別退去強制令書の発付状況	82
表 37	仮放免許可件数の推移	83
表 38	退去強制事由別在留特別許可件数の推移	84
表 39	国籍・地域別在留特別許可件数の推移	84
表 40	国籍・地域別被送還者数の推移	85
表 41	送還方法別被送還者数の推移	85
表 42	国籍・地域別自費出国による被送還者数の推移	86
表 43	国籍・地域別出国命令による引継者数（平成 24 年）	87
表 44	国籍・地域別出国命令書の交付状況	88
表 45	難民認定申請数の推移	89
表 46	庇護数の推移	90
表 47	難民不認定処分等に対する異議申立数及び処理状況の推移	91
表 48	人身取引の被害者数（平成 24 年）	93
表 49	人身取引被害者数の推移	94
表 50	DV被害者把握状況（平成 24 年）	95
表 51	出入国管理関係訴訟（本案事件）受理・終了件数の推移（平成 24 年末現在）	144
表 52	地方入国管理局の出張所の整理統廃合状況（実績）	151
表 53	入国管理官署職員定員の推移	153

写真

写真 1	羽田空港（提供：東京国際空港ターミナル（C） T I A T）……………	はじめに
写真 2	在留カード……………	14
写真 3	コラム「入管行政の最前線から」（出入国審査担当入国審査官の声）……………	41
写真 4	上陸口頭審理風景……………	42
写真 5	在留審査窓口風景……………	56
写真 6	コラム「入管行政の最前線から」（在留審査担当入国審査官の声）……………	62
写真 7	空港上陸審査風景……………	68
写真 8	違反調査風景……………	69
写真 9	摘発風景……………	72
写真 10	不法就労摘発風景……………	78
写真 11	コラム「入管行政の最前線から」（摘発担当入国警備官の声）……………	80
写真 12	違反審判風景……………	81
写真 13	送還風景……………	85
写真 14	コラム「入管行政の最前線から」（難民調査官の声）……………	92
写真 15	自動化ゲート……………	106
写真 16	個人識別情報を活用した入国審査風景……………	107
写真 17	偽変造文書対策……………	107
写真 18	関係機関とのテロ対策訓練風景……………	108
写真 19	入港船舶に対するサーチ風景……………	108
写真 20	パトロール活動風景……………	109
写真 21	コラム「入管行政の最前線から」（偽変造文書対策室職員の声）……………	110
写真 22	コラム「入管行政の最前線から」（処遇業務担当入国警備官の声）……………	115
写真 23	新しい在留管理制度リーフレット……………	121
写真 24	不法就労外国人対策キャンペーン風景……………	121
写真 25	審査待ち時間表示……………	122
写真 26	プライオリティレーン……………	122
写真 27	外国人在留総合インフォメーションセンター……………	123
写真 28	出入国管理政策懇談会の開催風景……………	125
写真 29	入国管理局職員……………	151
写真 30	研修風景……………	155

凡例

外登法	外国人登録法
登録証明書	外国人登録証明書
難民議定書	難民の地位に関する議定書
難民条約	難民の地位に関する条約
難民事業本部	公益財団法人アジア教育福祉財団難民事業本部
日米地位協定	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定
入管法	出入国管理及び難民認定法
入管法施行令	出入国管理及び難民認定法施行令
入管法施行規則	出入国管理及び難民認定法施行規則
入管特例法	日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法
入管特例法施行令	日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行令
入管特例法施行規則	日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行規則
入管法等改正法	出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）
APIS	Advance Passenger Information System（事前旅客情報システム）
ASEM	Asia-Europe Meeting（アジア欧州会合）
EDカード	Embarkation and Disembarkation Card（出入国記録カード）
EPA	Economic Partnership Agreement（経済連携協定）
IATA・CAWG	International Air Transport Association・Control Authorities Working Group（国際航空運送協会・入国管理機関関係部会）
ICPO	International Criminal Police Organization（国際刑事警察機構）
UNHCR	Office of the United Nations High Commissioner for Refugees（国際連合難民高等弁務官事務所）又は United Nations High Commissioner for Refugees（国際連合難民高等弁務官）